

危機的！

処分できず増え続ける「放射性焼却灰」

川崎市内には、放射性物質が検出された焼却灰が山積みになっていま

す。昨年五月に13200ベクレルを検出した下水汚泥焼却灰は今も2000ベクレル程度あり、フレコンバックという袋に詰めてコンテナに入れた状態（コンテナ一台当たり約十トン）で、浮島一期埋立地に積み重ねて置かれています。一万一千トンを超える下水汚泥焼却灰とごみ焼却灰（飛灰）が処理できずに一時保管されており、毎日増え続けているのです。

この埋立地は臨海部にあるので、もし大きな津波が来たら、海も内陸も汚染されてしまうでしょう。これについて川崎市は何の対策も立てていません。



市の対応方針案として、①浮島地区への仮保管を継続 ②セメント原料化等の資源化 ③海面埋め立てによる処分 ④陸上埋め立てによる処分の四ケースが検討されています。

しかし、川崎市の現状としては①浮島地区の一時保管場所は新設を含めても来年の三月で満杯になる予定で、②セメント業者による受け入れは300ベクレルを下回る必要があり拒否されていますし、③国が今年三月に示した「海面埋め立て」指針の基準値を下回るもの、市は安全対策を模索中で、現在、国立環境研究所に調査委託をしています。④評価委員会では、内陸の処分場を短期間で作るのとは不可能とする意見も出ています。

高濃度の放射性物質が検出された下水汚泥やごみの焼却灰について、川崎市の阿部孝夫市長は十七日、コンクリートの枠で囲うなど放射性物質の漏出ししない設備を整えてから、埋め立てる方法もあるとの考えを示した。ただし、この方法では新たに費用がかかることから、「やってもよいか、あらかじめ市民の意見を聞いておく必要がある」としている。

(7・18東京新聞記事より抜粋)

国の基準値を下回るごみの処分について国は援助しない方針なので、川崎市が処分場を建設する場合、費用はほぼ市の負担となりますし、安全対策を満たすための十分な検討と、市民の合意が必要となります。今後、②低線量になったとして灰を

セメント原料として資源化した場合、後追いかけても誰が責任をとるのかわからないようなセメント化を許すべきではないし、③海を汚染する危険性のある海面埋め立てを認めるわけにはいきません。

こう考えていくと、自治体としての選択肢はないように思われます。やはり国が最終処分場を設置するべきではないでしょうか。

増えるいつぼうの焼却灰のほかに、放射性物質による内部被ばくの危険などさまざまな問題が重くのしかかっています。原発ゼロに向けて運動をすすめるのと同時に、国や自治体が勝手に決めるのではなく市民の意見を広く聞き議論する場を確保するように働きかけていきます。

(加藤伸子)

市民による活動支援の輪を広げよう！ 川崎市「条例指定制度」7月からスタート

市民からNPO法人への寄付を促進することを目的とした「条例指定制度」が七月からスタートしました。指定のNPO法人に対しては、「認定NPO法人」になるための基準のひとつが免除され、認定を受けやすくなります。また、その法人への寄付が個人住民税(市民税)の寄付金控除対象となり、市民がその法人の活動を支援しやすくなります。

「認定NPO法人」とは、国から認定を受けたNPO法人のことで、認定にあたっては一定の基準を満たすことが要件となります。寄付金控除や税制上の優遇措置を付与されています。2011年6月にNPO法が改正され、「認定NPO法人」になるための基準が緩和されました。個人や法人からの寄付を促進し、その活動を支援するのが目的です。

神奈川県「指定NPO法人」条例は2012年2月に施行

神奈川県では、全国自治体に先駆けて「指定NPO法人条例」をスタートさせており、県と市町村がともに対象となるNPO法人を指定できる環境が整備されました。また、地域における法人の活動を評価する独自基準や指標を設け、積極的な情報公開が課されています。県の指定NPO法人に対しても、寄付が個人住民税(県民税)の寄付金控除対象となります。

川崎市内のみ事務所をおくNPO法人だけでも約310団体あり、①保健・医療、福祉②子ども③社会教育の分野が多くなっています。補助金や受託事業収入に依存して運営している団体は主体性や独自性を失いかねない危険をはらんでいますが、地域には幅広い分野で補助金や受託事業収入に依存せず活動している団体もあります。

高津Weネットと連携しているNPO法人も県指定、国の認定を受ける準備を進めており、個人からの寄付の促進、税制上の優遇につなげたいと行動しています。

今回の制度のスタートが、市民の寄付による直接的な支援促進への転換点となることを期待します。(三浦由里子)